

国立大学法人秋田大学職員就業規則（抄）

（ハラスメントの防止）

第36条 職員は、ハラスメントを行ってはならない。

- 2 ハラスメントの防止等に関する措置は、別に定める「国立大学法人秋田大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」（以下「ハラスメント防止等規程」という。）による。
- 3 職員は、ハラスメント防止等規程第9条に定める調査委員会の行う事情聴取及び調査に協力しなければならない。